

1. 介護施設等の整備及び運営等について

(1) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等について

介護基盤の緊急整備については、平成21～23年度の3年間で合計16万床を目標に整備を行っているところであるが、23年度末時点での整備見込みは約14万床であった（平成23年9月末現在）。

また、自治体への調査（23年9月末現在）によると、23年度末時点での「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」（以下「基盤整備基金」という。）の執行見込みは約8割となっており、一定の執行残が見込まれている。

このような状況等を踏まえ、第5期介護保険事業計画中の介護基盤の整備のための支援策として、平成24年度においては基盤整備基金の実施期間を1年延長し、既存事業に加え、「定期巡回・随時対応サービス事業所」及び「複合型サービス事業所」を新たな助成対象として、整備を支援していくこととした。

その24年度の整備単価については、以下のとおりであるので、ご了解願いたい。

ア 基盤整備基金の既存メニュー

(ア) 被災3県(岩手県、宮城県、福島県)について

- ・震災により整備計画に遅れが生じていること
- ・震災により工事費の高騰が考えられること

等を勘案し、以下のとおり現行単価を維持することとする。

(24年度助成単価(案))

・特別養護老人ホーム	4,000千円(1床あたり)
・ケアハウス	4,000千円(1床あたり)
・介護老人保健施設	50,000千円(1施設あたり)
・認知症高齢者グループホーム	30,000千円(1施設あたり)
・小規模多機能型居宅介護事業所	30,000千円(1施設あたり)

(イ) 被災3県以外の都道府県について

- ・各都道府県の基金残額にばらつきが見られること
- ・23年10月に会計検査院より、各種基金の執行率が良好でないなどの指摘を受けたこと

等を踏まえ、基金残額の状況に応じて、各都道府県が設定できる取扱いとする。

(ただし、緊急整備前の単価から現行単価の範囲内とする。)

(24年度助成単価 (案))

- ・特別養護老人ホーム
2,000～4,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額 (1床あたり)
- ・ケアハウス
2,000～4,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額 (1床あたり)
- ・介護老人保健施設
25,000～50,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額 (1施設あたり)
- ・認知症高齢者グループホーム
15,000～30,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額 (1施設あたり)
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
15,000～30,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額 (1施設あたり)

イ 基盤整備基金の新規追加メニュー

「定期巡回・随時対応サービス事業所」及び「複合型サービス事業所」の助成単価は、以下のとおりとする。

(24年度助成単価 (案))

- ・定期巡回・随時対応サービス事業所の整備 5,000千円 (1施設あたり)
- ・複合型サービス事業所の整備 20,000千円 (1施設あたり)

ウ 基盤整備基金を使い切った都道府県への対応について

基盤整備基金を1年延長することとしたが、いくつかの自治体では既に基金を使い切ることが見込まれており、その対応として、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」（以下「ハード交付金」という。）による支援を行うこととした。

このため、該当する自治体については、個別に相談されたい。

なお、当該支援は、支援を希望する自治体において、基盤整備基金の残額に見合った助成単価が設定されているか否かについて勘案の上、支援を行う予定であるので、ご留意願いたい。

また、助成単価は、以下のとおり緊急整備前の単価とする。

（24年度助成単価（案））

・特別養護老人ホーム	2,000千円（1床あたり）
・ケアハウス	2,000千円（1床あたり）
・介護老人保健施設	25,000千円（1施設あたり）
・認知症高齢者グループホーム	15,000千円（1施設あたり）
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000千円（1施設あたり）

また、各自治体においては、以下の点も踏まえ、地域のニーズに即した施設整備の着実な実施に取り組んでいただきたい。

- 基盤整備基金と一体的に実施している「施設開設準備経費助成特別対策事業」（介護職員処遇改善等臨時特例基金において実施）は、緊急整備対象施設の開設準備等に係る経費を支援するものであることから、基盤整備基金と同様に実施期間の1年延長を行い、引き続き実施することとしたこと。
- 独立行政法人福祉医療機構の融資において、当該基金事業を実施する場合、融資率の引き上げや貸付利率の引き下げなど貸付条件の緩和が行われているが、緊急整備基金の実施期間の延長に伴い、当該措置を継続することとしたこと。

併せて、消防法施行令により設置が義務づけられた既存介護施設等におけるスプリンクラーの設置については、24年度以降完全施行となるため、早急な対応をお願いしたい。

なお、東日本大震災の影響等やむを得ない事由により、23年度中のスプリンクラーの設置が困難なケースにおいても、消防官署と連絡調整の上、基盤整備基金を活用し、早期のスプリンクラーの設置に努める等適切な対応をお願いしたい。

(留意事項)

- ・ 基盤整備基金の24年度助成単価のうち、上で示した5施設（特別養護老人ホーム、ケアハウス、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所）以外の支援メニュー（上記5施設以外の面的整備事業、スプリンクラー等整備事業、防災改修事業、地域支え合い体制づくり事業、介護基盤復興まちづくり事業）については、23年度の助成単価と変更はない。
- ・ 基盤整備基金の助成単価については、現在調整中の案であり、変更があり得るものである。

(2) 地域介護・福祉空間整備等交付金等について

平成24年度におけるハード交付金及び「地域介護・福祉空間推進交付金」(以下「ソフト交付金」という。)の協議は、各都道府県が管内市区町村の整備計画を取りまとめ、地方厚生(支)局へ提出していただくこととになっており、その提出に当たっては、次のとおり取り扱う方針であるので、各市区町村に周知徹底願いたい。

ア 小規模な養護老人ホームや都市型軽費老人ホームの整備について

(ア) 小規模な養護老人ホーム(定員29人以下)について

今般の介護保険法改正では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、「地域包括ケア」を推進することとしており、養護老人ホームにおいても、同様に、入所高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられることが重要であることから、比較的、設置が容易である小規模な養護老人ホーム(定員29人以下)の整備を図ることとしている。

このため、平成24年度予算案において、小規模な養護老人ホーム(定員29人以下)の整備や開設準備経費については、ハード交付金やソフト交付金の対象としたので、関係市区町村や事業者への積極的な周知を行い、整備の促進に取り組まれたい。

また、助成単価は、以下のとおりとする。

(24年度助成単価(案))

・小規模な養護老人ホームの整備	2,000千円(1床あたり)
・小規模な養護老人ホームの開設準備経費等	300千円(1床あたり)

(イ) 都市型軽費老人ホームについて

要介護度が比較的高くない低所得高齢者の居住対策として、養護老人ホームや軽費老人ホームが考えられるところであるが、軽費老人ホームについては、特に都市部において、地価等の影響により家賃を含む利用料が高額のため住み慣れた地域での利用がしにくい状況となっている。

このため、平成22年度に都市部を中心とした地域において、居室面積基準や職員配置基準の特例を設けて利用料を低廉化し、見守り機能を備えた「都市型軽費老人ホーム」を創設し、併せてハード交付金の対象とすることにより、高齢者の居住対策の促進を図ってきた。

この都市型軽費老人ホームのさらなる整備促進を図るため、平成24年度予算案において、新たに開設準備経費をソフト交付金の対象としたので、本事業の趣旨を踏まえ、関係市区町村や事業者への積極的な周知を行い、整備の促進に取り組まれない。

また、助成単価は、以下のとおりとする。

(24年度助成単価 (案))

・都市型軽費老人ホームの開設準備経費等	300千円 (1床あたり)
---------------------	---------------

イ 介護療養病床転換に対する交付金等の活用について

(ア) 介護療養病床の転換については、転換期限の6年間延長を踏まえ、平成24年度予算案において、転換の更なる促進を図るため、

①介護療養型医療施設等転換整備事業の交付単価の改善

②転換に必要な設備整備費用のソフト交付金へのメニュー化

を行ったので、関係市区町村や事業者への積極的な周知を行い、病床転換の促進に取り組まれない。

また、助成単価は、以下のとおりとする。

(24年度助成単価(案))

・介護療養型医療施設の転換整備	創設	1,700千円(1床あたり)
	改築	2,100千円(1床あたり)
	改修	850千円(1床あたり)
・介護療養型医療施設の転換に必要な設備等		150千円(1床あたり)

(イ) また、ハード交付金やソフト交付金以外でも、独立行政法人福祉医療機構の融資において、療養病床等を有する病院又は診療所を老人保健施設等に転換する場合については、引き続き融資率の引き上げや貸付利率の引き下げなど貸付条件の緩和が継続されているので、積極的な活用をお願いしたい。

(ウ) なお、療養病床転換を行う医療機関が療養病床整備時の債務等を円滑に償還し、転換後も安定的に経営できるよう支援するため、長期運転資金として「療養病床転換支援資金」が平成20年度から実施され、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた療養病床整備時の債務についても、法人の経営状況に応じて償還期間を延長することとしているので、引き続き、管内市区町村及び関係団体等に対し周知をお願いしたい。

ウ 在宅サービス拠点の充実に必要な諸経費について

(ア) 前述のとおり、「定期巡回・随時対応サービス事業所」及び「複合型サービス事業所」の整備事業は、基盤整備基金において新たに助成することとされたが、これらに加え、「定期巡回・随時対応サービス」に係るシステム設置費等及び「複合型サービス」に係る設備整備費等についても、ソフト交付金の対象(平成24年度予算案)としたので、基金による整備と併せ、積極的に活用されたい。

また、助成単価は、以下のとおりとする。

(24年度助成単価(案))

- ・ 定期巡回・随時対応サービス事業の実施に必要なとなるシステム設置費等
20,000千円(1施設あたり)
- ・ 複合型サービス事業の実施に必要なとなる設備等 3,000千円(1施設あたり)

(イ) また、定期巡回・随時対応サービス事業の実施に必要なとなるシステム設置費等の具体的な事例としては、

- ・ 利用者からの通報に適切に対応するためのシステムの構築費
- ・ 利用者に配布するためのケアコール端末(テレビ電話等を含む。)
- ・ ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する端末(当該情報共有を管理するためのシステム等を含む。)
- ・ 事業の実施に必要な職員の雇い上げ等経費

等が考えられるため、ソフト交付金の活用に当たり参考とされたい。

(ウ) なお、上記の新サービスの施行に当たり、「夜間対応型訪問介護事業」から「定期巡回・随時対応サービス事業」に移行する場合等に、「夜間対応型訪問介護事業所」としてハード交付金やソフト交付金の交付を受けた施設や設備等については、補助目的が変更となるため、本来であれば財産処分(転用)の承認手続きが必要となるが、新サービスへのスムーズな移行が図れるよう、財産処分の承認手続きを不要とし、報告のみ(包括承認事項)とするよう、現在手続きを進めているところである。

(エ) また、訪問看護ステーションのサービス提供の向上を図るため、事業の統合による大規模化を推進するとともに、支所的な機能をもつサテライト型事業所を設置するために必要な開設準備経費を盛り込み、整備の推進を図っている。

平成24年度予算案において、これらの開設準備経費についても、ソフト交付金の対象としたので、関係市区町村や事業者への積極的な周知を行い、整備の促進に取り組まれない。

また、助成単価は、以下のとおりとする。

(24年度助成単価(案))

・訪問看護ステーションの大規模化・サテライト化に伴う開設準備経費等
3,000千円(1施設あたり)

エ ハード交付金の一括交付金化について(政令指定都市分)

ハード交付金のうち、政令指定都市分については、平成24年度から一括交付金化され、「地域自主戦略交付金」(内閣府所管)により対応することとされたので、ご留意願いたい。

なお、ソフト交付金については、政令指定都市分についても、従前のおり支援を行うこととしているので、政令指定都市におかれては良く調整の上ご対応されたい。

オ 施設整備業務の適正化について

(ア) 平成22年度決算検査報告における指摘事項について

会計検査院の平成22年度決算検査報告において、夜間対応型訪問介護事業に対する交付金について、次のとおり指摘を受けたところである。

【会計検査院平成２２年度決算検査報告（平成２３年１１月７日）】

- ・ ソフト交付金について、事業者等が事業の適正な実施に対する認識等が十分でなかったこと等により、年度を超えて事業を実施していたり、委託業者に対し、夜間対応型訪問介護事業研修及び事業立ち上げ支援業務委託費を支払ったとしていたが、支払実績がなかったことにより過大受給となっていた事例があった。

については、管内市区町村に対し、ソフト交付金の適正な執行について周知徹底をお願いしたい。

（イ）不正受給の防止について

社会福祉法人が、助成事業を行うために締結した契約の相手等から寄付金等の資金提供を受けることは、いわゆる水増し契約が行われ、社会福祉法人にリベートなどとして不当に資金が還流しているのではないかとの疑惑を招くこととなることから、禁止されている。

管内市区町村及び社会福祉法人等に対しては、引き続き各種関連通知の趣旨に沿った指導の徹底を図られたい。

不正受給の事実が発覚した場合には、交付金等を返還させることはもとより、不正に関与していた者について告発を行うなど、厳正に対処されたい。併せて、このような不適正な整備事業が採択された要因を分析し、再発防止に万全を期されたい。

（留意事項）

- ・ ハード交付金及びソフト交付金の助成単価については、現在調整中の案であり、変更があり得るものである。

(3) 国有地等の利用に関する独立行政法人福祉医療機構の融資制度の優遇措置について

大都市部においては、地価が高く、まとまった広さの土地が少ないことから、介護施設等の整備が進まない状況にある。このため、現在、国有財産の活用を検討について、財務省理財局と調整を行っているところである。

なお、今般、大都市部（※1）の国有地等（※2）の有効活用を図るため、平成24年度予算案において、独立行政法人福祉医療機構の融資条件を緩和する新たな融資制度を創設することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

（融資条件）融資率：90%、融資限度額：担保評価額×90%、償還期間：30年以内
措置期間：3年以内、その他：整備する建物の延床面積が法定容積率の一定割合以上を利用していることなど

※1 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する地域（1都2府9県）

※2 国有地、公有地及び民有地の借地

(4) 社会福祉法人新会計基準について

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」や「介護老人保健施設会計・経理準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っていたが、平成23年7月に「社会福祉法人会計基準」を通知したところである。なお、移行にあたって、事務体制が整い、実施が可能な場合においては、当該法人の平成24年度予算から移行し、平成27年度法人予算からは全ての法人において移行することとしている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、これに合わせて、今後、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」など関係通知について、必要な見直しを行う予定であるのでご承知おき願いたい。

(5) 介護施設等の防災対策への取組

ア 介護施設等の防災対策への取組

東日本大震災においては、特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の介護施設等についても、多数の甚大な被害が発生した。

我が国は、土砂災害、地震、火山噴火など災害が発生しやすい国土にあり、災害はどこでも起こりうる問題として認識する必要があるとともに、介護施設等は自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の介護施設等に指導するとともに、指導監査等に当たっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している介護施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保

等、介護施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

なお、東日本大震災を踏まえた防災対策等の取り組みについて、適切な情報を今後とも提供させていただくので、参考にされたい。

イ 大規模災害への対応について

台風被害、地震災害や津波災害等の大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施等、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、特別養護老人ホーム等の介護施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的行っていただくようお願いしたい。

ウ 介護施設等の耐震化について

特別養護老人ホーム等の介護施設等の耐震化整備については、介護基盤緊急整備等臨時特例基金等により計画的に整備が進められているところであり、「社会福祉施設等の耐震化に関する追加状況調査」（平成22年9月実施）の調査結果によると全国の耐震化率が81%となっているが、各都道府県・指定都市・中核市別に見ると耐震化率にばらつきが見受けられる。

介護施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であることから、全ての介護施設等において耐震化が図られることが望ましいが、特に耐震化率の低い都道府県・指定都市・中核市にあつては、介護基盤緊急整備等臨時特例基金等を積極的に活用していただき、計画的に耐震化整備が図られるよう社会福祉法人等に対してご指導をお願いしたい。

耐震化整備を行う際、設置者負担の費用等が準備が出来ないため整備が進まない社会福祉法人等にあつては、独立行政法人福祉医療機構において、介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成24年度も引き続き実施することとしていることから、その活用方の周知も併せてお願いしたい。